

大分県農業負債整理関係資金運営要領

第1 趣旨

本要領は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第2 対象資金等

1 本要領の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

2 本要領の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

- (2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のⅡの1の(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。

- (3) 第3の1の(4)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 農業者の手続等

本要領の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 借入相談、連絡体制及び現地協議

- (1) 借入希望者は、融資機関、県振興局農山漁村振興部及び生産流通部（以下「振興局」という。）並びに市町村農業制度資金担当課（以下「市町村」という。）のいずれかの機関に借入申込の相談を行い、指導助言を求めるものとする。
- (2) 相談を受けた機関は、融資相談票（様式第1号）に相談内容を取りまとめ、別に定めるところにより関係機関に連絡を行うものとする。
- (3) 融資機関は、借入申込者に必要書類の提出や現地調査の協力を求めるとともに、融資機関、振興局、その他必要に応じて召集される機関により構成される農業負債整理現地協議会（以下「現地協議会」という。）を開催し、事前検討を行うものとする。
- (4) 各資金の融資機関は、次のとおりである。
 - ア 経営体育成強化資金
株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）、公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合
 - イ 農業経営負担軽減支援資金
大分県と利子補給契約を締結している農業協同組合、県信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 経営改善計画書の作成等

- (1) 借入希望者は、
 - ア これまでの経営状況はどうなっているのか
 - イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか
 - ウ 経営改善計画は実行可能か
 - エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、現地協議会での検討結果を踏まえ、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを目的とする経営改善計画書（様式第2号及び様式第3号の（1）、（2））を作成し、借入申込書（様式第4号）とともに、1の(4)に定める融資機関に提出するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、様式第3号の（3）又は（4）の経営改善計画書をもって様式第3号の（1）又は（2）の経営

改善計画書に代えることができるものとする。

なお、経営改善計画の作成にあたっては、融資機関、振興局、市町村等に相談を求めることができるものとする。

- (2) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。
- (3) 借入希望者のうち大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を希望する者は、基金協会の定める債務保証委託申込書を(1)の経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）とともに、融資機関に提出する。

3 融資審査

- (1) 融資機関は、関係書類について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙の「融資審査の考え方」を参考として、
 - ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか
 - イ 借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか
 - ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか
 - エ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているかを責任を持って判断するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の既往負債の融資機関と償還条件の緩和等の協議を行うものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、1年間振興局等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。

4 経営診断

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた 1 の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はそ

の写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。

- (2) 融資機関は、3の(1)により経営改善計画を適当と認めたときは、経営改善計画総括表(様式第2号)に必要事項を記入して、経営改善計画書を経営診断実施機関に送付し、意見を求めるものとする。

なお、被災借入希望者等の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

- (3) 経営診断実施機関は、大分県農業制度資金地方審査会設置要領(平成7年4月3日)第1に規定する大分県農業制度資金地方審査会(以下「地方審査会」という。)とする。

- (4) 融資機関から経営改善計画書の送付を受けた地方審査会は、振興局の協力のもと、必要に応じて大分県担い手育成総合支援協議会等のスペシャリストの派遣や参加を要請し、経営診断を行う。

- (5) 農業経営負担軽減支援資金の上乗せ利子補給を行う場合は、市町村長は特に今後も支援が必要である旨の意見書を経営診断実施機関に提出するものとする。市町村長から意見書の提出を受けた経営診断実施機関は、振興局長に経営コンサルテーションの要請を行う。振興局長は、意見書を踏まえて経営コンサルテーションを行い、その結果を地方審査会に報告する。

- (6) 地方審査会は、(4)、(5)を踏まえて審査し、その審査結果をもって経営診断結果とする。

- (7) 地方審査会は、経営診断結果を経営改善計画総括表に記載し、融資機関に回答する。

5 貸付実行

- (1) 融資機関は、地方審査会の経営診断結果を踏まえ融資の可否を決定し、融資を実行するものとし、融資を行わないときは、経営改善計画書総括表により借入希望者に対してその理由を説明するものとする。

- (2) 融資機関は、借入希望者の借入申込書等の提出から1月半以内にすべての手続きを終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- (3) 融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。

- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合に

は、別に定めるところにより、速やかに県の利子補給承認の手続きを進めるものとする。

6 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、以下に定めるほか、関係融資機関及び基金協会の定めるところによるものとする。

(2) 債権保全措置は、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等、実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とする。

なお、基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には付することができない。

(3) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、借入希望者の経営能力等から見て経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該借入希望者に対し、1年間振興局等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

7 貸付実行後の営農指導体制

(1) 融資機関は、借入者ごとに個別指導を行う特別指導員を配置し、借入者の経営改善が着実に進むよう配慮するとともに、市町村、振興局等の協力を得て指導班を編制し、大分県農業負債整理関係資金に係る指導班設置報告書（様式第5号）を振興局を経由して知事に提出するものとする。

指導班は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時・適切な指導に努めるものとする。

(2) 借入者は、記帳の励行及び経営の改善に努め、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、個人にあっては毎年4月末日までに、法人にあっては決算終了後速やかに、経営状況報告書（様式第6号）を融資機関に提出し、融資機関はその写しを振興局に送付するものとし、振興局はその写しを知事に提出するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、様式第6号により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

- (3) 知事は、本制度の適正かつ円滑な推進を図るため、趣旨及び内容の周知徹底を行い、関係機関を指導・監督する。

8 民事再生手続との関係

- (1) 借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。
- (2) なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務について本要領で定める資金の対象とすることは可能である。

第4 その他

- 1 融資機関、市町村、その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 2 融資機関は、借入希望者から関係書類の提供を受けた場合、借入希望者に対し、第3の4の(1)の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号の裏面）の確認欄に記名を求めるものとする。
- 3 本要領に定めるもののほか、運用に必要な事項は、その都度関係機関が協議し、別途定めるものとする。

附 則 この要領は、平成13年5月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年7月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。